

第15回乗鞍スカイラインサイクルヒルクライム2018

競技特別規則

開催日 平成30年7月8日(日)
開催場所 乗鞍スカイライン
競技委員長 山崎 好弘
(岐阜県自転車競技連盟理事長)

第15回乗鞍スカイラインサイクルヒルクライム2018は日本自転車競技連盟(以下JCFという)の規則に準じ、本大会特別規則によって実施する。

1、競技者の装備

競技者の基本的装備については、JCF規則に準じ、以下のとおりとする。

- ①競技者は、競技参加時には袖付きのジャージと短いパンツを着用する。ひざ上までのものが短いパンツと解される。ワンピース形式も認められるが、袖なしは禁止する。
- ②競技中と公式行事中にはジャージの表示やゼッケンを隠すような衣類を着用してはならない。雨具は透明あるいはジャージと同じ外観でなければならない。
- ③競技および練習においては、JCF公認のヘルメットの着用を義務付ける。競技中にヘルメットを外した競技者は直ちに失格とする。ヘルメットを被らずにスタート・ラインに付こうとした競技者は、スタートを認められない。
- ④空気抵抗を減じるための、付加的な衣類または物は禁じる。
- ⑤ロードレース中に袖付きのジャージと短いパンツに加えてアームウォーマー、レッグウォーマーを着用することは、気象条件により認めることもある。ただし加圧式の物は使用を禁じる。

2、ゼッケン(ナンバーカード)

- ①競技者は、常時明瞭に見えるよう、ゼッケンをしっかり付けなければならない。
- ②競技を棄権した競技者及び競技から除外された競技者は速やかにゼッケンを外し、立哨員に渡さなければならない。この競技者はフィニッシュラインを通過してはならない。

3、自転車

- ①競技に使用する車種はロードレーサーのみとし、UCI及びJCFが定める規則に準ずるものとする。
- ②ジュニアギア比制限は男子・女子52-14まで7, 93m以下とする。

4、レース

- ①すべての競技者は相互に飲食料、工具、部品等の提供、交換等の協力をすることができる。
- ②競技者は公式なコース、距離を走行する責任がある。
- ③競技者はコースの左側を必ず走行し、道路のセンターラインを越えてはならない。
- ④競技者がコースをはずれた場合、いかなる理由にせよ、その地点まで戻らなければならない。直ちにコ

ースに復帰する意思なく歩く・走る・乗る事、マークされたコース外にでる、その他の違反行為は失格となる。

- ⑤夫婦松駐車場（約7.4km地点、ただしGPS計測とは多少の誤差あり）を10時00分までに通過できなかった競技者は足切りとする。
- ⑥競技者は常に礼儀正しい態度で競技し、追走してくる競技者に対して故意に邪魔をしてはならない。
- ⑦競技者のジャージを引っ張る、あるいは競技者を引く、押す（助力を与えるほうまたは受けるほうであっても）、他競技者にもたれかかる、競技者間の不正な協力などいかなる意図的な行為も、関係する競技者を失格とする。
- ⑧最終スプリントにおける競技者の妨害、他の競技者による妨害、両方の手を最終スプリントの際にハンドルから離す行為は降格または失格とする。
- ⑨フィニッシュ後の自転車は速やかに所定の場所に移動すること。クールダウン等の走行は車両、歩行者に十分注意し、安全に行うこと。
- ⑩下品な行為、言葉をオフィシャル、人々に対して行うこと、オフィシャルの警告無視、暴力行為等スポーツマナーに反する言動が認められた場合は失格とする。
- ⑪競技者は開催地に対して敬意を払い、公式のコースでのみ走行することができる。競技者は会場地区を汚すのを避けなければならない。
- ⑫ガラス製容器の携帯、使用は禁じる。

5、下りの仕方

競技終了後の下りについては、競技委員の指示に従い、以下のことを遵守すること。

- ①下山は、ゴール地点の滞留状況に応じて随時行う。競技委員の指示に従うこと。勝手な下山は認めない。
- ②下りは先導自転車の誘導でグループごとに移動する。
- ③下りはセンターラインを越えず、左側車線走行を厳守し、絶対、先導自転車を抜かさないこと。
- ④ブレーキ安全対策のため、夫婦松駐車場など2カ所で休憩をとる。

【注意事項】

- ① ヘルメットを着用し、左側通行を遵守すること。
- ② スタート地点（殿下平総合交流ターミナル）からフィニッシュ地点（豊平駐車場）までの荷物運搬車は主催者が用意する。荷物は1人1個とする。伴走など大会関係者・競技者以外の競技コース内立ち入りは一切禁止とする。
- ③ 競技者は、事前に医師の健康診断を受けておくこと。大会期間中の傷害事故等は競技者の責任とし、主催者側は応急処置のみとする。健康保険証を有する者は当日必ず持参して走行すること。
- ④ 悪天候等により、やむを得ず競技内容の変更または大会を中止することがある。その場合でも参加料の返金はしない。
- ⑤ 競技者の肖像権は主催者に帰属するものとする。